

富里市耐震改修促進計画

千葉県 富里市

令和 8 年 3 月

令和 3 年 3 月(改定)

令和 2 年 3 月(改定)

平成 3 0 年 3 月(改定)

平成 2 8 年 4 月(改定)

平成 2 7 年 4 月(改定)

平成 2 0 年 3 月(策定)



富里市耐震改修促進計画

目次

はじめに	… 1
第 1 基本方針	… 2
第 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況、減災の考え方	… 3
2 耐震化の現状	… 4
3 耐震改修等の目標値の設定	… 5
4 耐震診断・改修等の実施状況	… 5
第 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 住宅・建築物の耐震化の取組方針	… 6
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	… 7
3 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導の方針	… 8
4 地震時の建築物の安全対策	… 8
5 重点的に耐震化を図る地域・建築物の考え方	… 9
第 4 啓発及び知識の普及に関する事項	
1 普及・啓発に関する方針	… 10
2 地震ハザードマップの作成・公表	… 10
3 相談体制の整備・情報提供の充実	… 10
4 パンフレットの配布、相談会の開催等	… 10
第 5 所管行政庁との連携に関する事項	
1 所管行政庁との連携	… 12
第 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 地域住民や関係団体等との連携に関する方針	… 13
2 関係団体等との連携の方針	… 13
3 その他	… 14

【参考資料】

- 資料 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律等（抜粋）
- 資料 2 市有特定建築物等一覧表

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

建築物の耐震改修等について、国は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、平成17年に耐震改修促進法を改正し、国が基本方針を、都道府県が耐震改修促進計画を定め、公表すべきとされました。

これを受けて千葉県は、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」を策定し、本市においても、これらを踏まえ、平成20年3月に「富里市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。

その後、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震など、大規模な地震が頻発しており、今日では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模な地震発生の危険性が切迫している状況にあるとの認識が広がっています。

また、平成28年熊本地震を受け、国土交通省が原因分析を行うために設置した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」が取りまとめた報告書において、木造建物の被害について次のような指摘がなされました。

新耐震基準となった昭和56年6月以降の木造建築物では、接合部の仕様等が明確化された平成12年6月以降の倒壊率が、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた建築物に比べ低いという調査結果がでました。

この報告を受け、平成29年5月に「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が示され、国からも平成12年5月以前の耐震基準の既存木造住宅について、接合部等の状況を確認することが推奨されています。

このような背景のもと、千葉県が、令和8年3月に「千葉県耐震改修促進計画」の住宅及び建築物の耐震化目標の設定年度について改定を行うことから、本計画の住宅及び建築物の耐震化率の目標設定年度の改定を行います。

国、県、市及び建築物の所有者等が連携を図り、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

第1 基本方針

第1 基本方針

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築部の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び同法第5条の規定により定められた「千葉県耐震改修促進計画」を勘案し、市有建築物、市内の住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、住宅の耐震化率及び建築物の耐震性不足解消率の目標の設定、目標値を達成するための必要な施策を定めるものです。

市は、本計画に基づき県と連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等に関する啓発及び知識の普及を行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保することとします。

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況、減災の考え方

富里市地域防災計画（令和7年4月修正版）において、防災アセスメント調査（平成30年3月）の結果、本市に最も影響を及ぼすと考えられる地震は、富里市直下地震と想定されています。

本計画においても、富里市直下地震が発生した場合を想定します。

※想定する富里市直下地震 規模 Mw6.8 震源深さ5km

(1) 想定される地震の規模

市域のほぼ全域で震度6弱の揺れが想定され、日吉台小学校区の根名川沿いの低地の一部では、震度6強の揺れが想定されます。

(2) 人的被害及び建物被害

富里市直下地震が発生した場合に想定される本市の被災状況は、次のとおりです。

表-1 建物被害

単位：棟

想定項目	揺れ	液状化	土砂災害	合計
全壊	1,749	59	3	1,811
半壊	4,705	214	7	4,926

表-2 避難者数

単位：人

想定項目	直後	1週間後	1か月後
避難者	4,646	9,480	9,552
内避難所避難者	2,788	4,740	2,866

表-3 人的被害

単位：人

想定原因	死者	負傷者	重傷者	要救助者
建物被害	8	797	122	38
土砂災害	0	0	0	
火災外	1	1	0	
屋外転倒物等	0	10	4	

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

表-4 ライフライン被害

上水道	断水人口(断水率)	25,672人(64.7%)
下水道	支障人口(支障率)	1,053人(3.4%)
電力	停電軒数(停電率)	4,240軒(12.0%)
電話	不通回線数(不通回線率)	2,846回線(12.4%)
都市ガス	支障人口(支障率)	10,527人(100.0%)
LPガス	支障戸数(支障率)	3,149戸(26.0%)

(3) 減災の考え方

上記のとおり、富里市直下地震が市域において発生した場合には、甚大な被害が想定されますが、減災の考え方に基づき、被害が拡大する要因の一つひとつを冷静に分析し、かつ、必要な備えをしていくことにより、被害を最小限に抑えることがもとより重要です。

2 耐震化の現状

住宅の現状

令和5年住宅・土地統計調査によると、本市の年代別住宅数は以下のとおりです。

令和5年における住宅数は、20,930棟でした。(木造の住宅は16,040棟)

そのうち、昭和55年以前の住宅数は、4,010棟(木造の住宅は3,150棟)あり、住宅全体の耐震化率は、80%と推測されます。

(単位：戸)

	総数	住宅の種類		構造				
		専用住宅	併用住宅	木造	非木造			
						RC・SRC	鉄骨造	その他
昭和45年以前	990	980	20	920	70	20	50	-
昭和46年～55年	3,020	3,000	20	2,230	790	540	240	-
昭和56年～平成2年	4,550	4,500	40	3,790	760	320	430	10
平成3年～12年	3,630	3,590	40	2,940	690	170	510	10
平成13年～17年	2,090	2,080	10	1,550	540	280	260	-
平成18年～22年	1,760	1,740	10	1,140	620	480	130	-
平成22年～27年	1,240	1,210	30	910	330	180	150	-
平成28年～令和2年	1,420	1,420	0	1,220	200	40	160	-
令和3年～令和5年9月	500	490	10	330	180	50	120	-
合計※	20,930	20,730	190	16,040	4,880	2,280	2,580	20

※建築の時期「不詳」を含む。

3 耐震改修等の目標値の設定

平成20年3月に策定した計画では、平成27年度に向けた目標を、平成28年3月の改定では、令和2年度を目標年度とした耐震化率を、令和3年3月の改定では、国の基本方針や首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、千葉県が示した令和7年度を目標年度として設定しました。

今回の改定では、国の基本方針や千葉県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅及び建築物の耐震化目標と目標年度を設定します。

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化率の目標は、令和12年度における耐震化率を95%とするとともに、令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

(2) 建築物の耐震化

ア 要緊急安全確認大規模建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物については、令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

イ 特定建築物

市有の特定建築物や避難所として指定している建築物（以下「特定建築物等」という。）は、市内に37棟あり、そのうち旧耐震基準によるものは、10棟であり、既に耐震診断により耐震性があると判断されているか耐震改修工事が終了しています。

庁舎、学校などの公共建築物は、災害時には、庁舎が被害情報収集や災害対策指示活動などのために、学校は避難場所として開設・運営するなど、多くの公共建築物が防災活動の拠点としての役割を担うこととなります。

このため、利用者の安全確保のみならず、災害時における拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性が求められます。

そのような中、指定避難所となる教育施設については、非構造部材の安全対策について、平成28年度に安全対策工事が完了しています。

4 耐震診断・改修等の実施状況

耐震診断及び耐震改修が必要な建築物については、耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その内容を整理した台帳を作成して合理的・効果的な情報管理を行います。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅・建築物の耐震化の取組方針

本市は、これまで災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、富里市地域防災計画を策定し、地震対策を推進してきたところですが、平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震は、改めて大地震の脅威を我々に再認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらしました。

富里市直下地震の発生が懸念される本市にとって、地震対策の一層の強化は緊急の課題です。

大地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限度にとどめるためには、行政はもとより市民一人ひとりが自発的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要となります。

県では、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」を、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」をそれぞれ策定し、既存建築物の耐震改修を主軸とした耐震化施策を総合的に推進しています。これらのことを踏まえ、本市においても既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めていくものとします。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

既存建築物の耐震診断及び耐震改修について、市民に対する積極的な普及啓発に取り組むとともに、補助制度の活用を検討しながら、耐震診断等の促進を図るものとし、具体的には、次の事業を実施します。

(1) 木造住宅耐震診断補助事業

事業内容	住宅の耐震診断
対象地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に存する一戸建ての住宅又は併用住宅 ・ 自己の居住の用に供しているもの ・ 地階を除く階数が3以下で、かつ住宅の部分に供する部分の床面積が当該延べ面積の2分の1以上であるもの ・ 平成12年5月31日以前に着工されたもので、主要構造部が木造であること
事業主体	所有者
補助率	2/3
実施期間	平成30年度～
対象棟数	約9,880戸

(2) 木造住宅耐震改修補助事業

事業内容	住宅の耐震改修
対象地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に存する一戸建ての住宅又は併用住宅 ・ 自己の居住の用に供しているもの ・ 地階を除く階数が3以下で、かつ住宅の部分に供する部分の床面積が当該延べ面積の2分の1以上であるもの ・ 平成12年5月31日以前に着工されたもので、主要構造部が木造であること ・ 上部構造評点を1.0以上とする改修であること
事業主体	所有者
補助率	1/3
実施期間	平成30年度～
対象棟数	約9,880戸

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

3 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導の方針

耐震改修促進法第14条は、現行の耐震基準に適合しない建築物のうち学校、病院、事務所等一定の用途に使用されるもので、不特定多数の者が利用する建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

しかし、資金調達の困難性、事業活動への支障、工事発注の煩わしさなどの要因により耐震化が進んでいないのが現状です。

富里市直下地震発生時において、多数の人命を守ることはもとより、発生後の早期復旧・復興のためにも、これら特定建築物の耐震化を緊急に図り、建築物及び避難路の安全性を確保する必要があります。

そのためには、まず、専門家による耐震診断を行い、耐震性を確認しなければならないことから、当面は耐震診断実施率の向上に努めていくものとします。

4 地震時の建築物の安全対策

(1) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、附属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与える恐れがあります。

このような被害を防止するため、建築物において落下の危険がある部分については、県と連携し、落下防止対策を講ずるよう促します。

(2) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。

こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。

このような被害を防止するために県と連携し、落下防止対策を講ずるよう促します。

(3) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を及ぼすことや道路を塞ぐことがあるため、県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努めます。

また、建築物がある場所から富里市地域防災計画に位置付けられた指定緊急避難場所又は福祉避難所（以下「避難場所等」という。）に通じる、不特定多数の人が行きかう道路については、災害時の避難路と

なることから、安全確保のための危険ブロック塀対策を行います。
※不特定多数の人が行きかう道路＝道路法の道路、建築基準法の道路、課税が公衆用道路のもの

(4) エレベーター閉じ込め対策の推進

建築物の高層化・バリアフリー化に伴い、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっています。

このような事態を防止するため、県と連携し所有者に対しエレベーターの閉じ込め対策を講ずるよう促します。

5 重点的に耐震化を図る地域・建築物の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

耐震化は市域全体に関わるものですが、災害時において緊急輸送路となる国道296号及び国道409号は、救援救護活動、緊急物資の輸送など重要な役割を担っているため、特にこれら沿線については、早急に対応する必要があります。

また、県は、千葉県耐震改修促進計画において、市町村は震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めるべきとしており、本市もこのことを踏まえて検討を行います。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

阪神・淡路大震災における死者のほとんどが建物の倒壊による圧死・窒息死であったことや富里市直下地震の被害想定からしても、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び下記について重点的に耐震化を図る建築物とします。

- ① 地震が発生した場合において、災害復旧対策の拠点となる市役所庁舎、消防庁舎、医療活動の拠点となる病院、避難所となる学校など防災上特に重要な既存建築物
- ② 不特定多数の人が利用する病院、集会場、百貨店などの耐震改修促進法に規定する特定建築物
- ③ 後の世代に引き継がれるべき貴重な財産であるとの観点から文化財に指定された建築物、文化財が収蔵されている建築物

また、平成28年熊本地震の検証から、接合部の仕様等が明確化される以前の平成12年5月までに着工された木造住宅についても、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を推奨します。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1 普及・啓発に関する方針

本市は、パンフレットの配布、DVDの上映、講演等の実施により、建築物の耐震性の向上に関する知識の普及、啓発に取り組んできましたが、今後も県や公益社団法人千葉県建築士事務所協会などと連携して、補助制度、融資制度の周知とともに、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についても啓発に努めます。

2 地震ハザードマップの作成・公表

県が策定した千葉県耐震改修促進計画によれば、地震ハザードマップの作成・公表については、市町村が取り組むべきものとされています。

本市では、平成30年3月の「富里市防災アセスメント調査業務業務報告書」で、地区別防災カルテを公表しています。

3 相談体制の整備・情報提供の充実

市民のための耐震相談の受付、市ホームページへの掲載、電話での耐震相談窓口の開設などを行います。

4 パンフレットの配布、相談会の開催等

(1) 啓発及び知識の普及に関する施策の概要

建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るために県が作成したパンフレットを活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について市民意識の高揚を図り、知識の普及に努めます。

(2) 市民が耐震改修を実施するための環境整備に関する施策の概要

県では、木造及び鉄骨造の既存建築物に係る耐震診断及び改修を行う専門家を養成するための講習会を開催し、講習修了者名簿を作成し市町村に配布しています。

この名簿を市役所窓口へ備え置き、市民に対し耐震診断及び耐震改修を行う技術者の紹介に活用します。

(3) 耐震相談会の開催

住宅建築に関するより細やかな相談にも対応するため、専門家による「無料相談」等を実施し、市民の様々な建築相談に応じます。

県が主催となり、平成17年9月2日から施行している「わが家の耐震相談会」を活用して建築関係団体等と連携して既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進します。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会成田支部等に対しても市が行う取組について協力を求めています。

(4) リフォーム工事等にあわせた耐震改修の促進

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多くリフォーム工事等にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

県と連携を図り、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等をパンフレット等でより広く情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

(5) 家具等の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

県と連携し、パンフレット等で、家具等の転倒防止の対策事例等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

(6) 建築物の液状化対策

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。

県では、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、ホームページで情報提供しています。

本市においても、ホームページで情報提供し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

(7) 自治会等との連携策・取組支援策

市は、自治会等の地域特性を踏まえた耐震化促進のための出前講座やパンフレットの配布等により、きめ細やかな耐震化の促進を図ります。

(8) 耐震性能検証法による安全性の確認

平成28年熊本地震においては、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物の被害に加え、平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅においても倒壊による被害が見られました。

本市においても、当該木造住宅について、耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）による耐震性能の確認の必要性の周知を図ります。

第5 所管行政庁との連携に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の推進を図るためには、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進していく必要があります。

そのため、耐震改修促進法で規定されている建築物の用途及び規模に該当する特定建築物の所有者に対して、所管行政庁は必要に応じ指導、助言、指示及び公表等を実施する場合があります。

また、指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）による勧告や命令を行う場合もあります。

市は、所管行政庁である県と十分に連絡調整を行い、建築物の耐震化の促進のための施策や特定建築物の所有者に対する指導、助言等を県が実施する際は連携を図ります。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 地域住民や関係団体等との連携に関する方針

(1) 地域住民との連携に関する方針

富里市直下地震の可能性について想定した現状から、耐震改修の促進を図っていくためには、住民の防災意識の向上が不可欠です。

地震による個人的被害が、単に個人にとどまらず、近隣にも大きな影響を及ぼすという認識を涵養するために、地域住民、NPOなどの団体の活動に対する支援策と合わせて、情報提供や相談等の体制を今後整えていきます。

(2) 関係団体等との連携の方針

県や県内の特定行政庁などと情報交換を密にし、関係団体の協力を得ながら、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の普及に取り組んでいくものとします。

2 関係団体との連携

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

(2) 千葉県特定行政庁会議

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内所管行政庁による指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震化を促進しています。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡協議会

県内にある建築関連団体（一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、一般社団法人日本建築構造技術者協会・千葉関東甲信越支部JSCA千葉、一般社団法人千葉県設備設計事務所協会、一般社団法人日本建築学会関東支部千葉支所）にて組織されています。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を審査・判断している第三者機関です。

その判断結果は、所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

3 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

【参考資料】

資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律の抜粋

資料2 市有特定建築物等一覧表

參考資料

建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

市有特定建築物等の耐震化状況一覧（棟別）

耐震化率：100%

名称	建築年月	階数	延べ面積 (単位：㎡)	耐震性基準の区分	耐震診断実施有無	耐震改修実施状況	I s 値	備考
浩養小学校校舎	H18.3	2	2,754	新	無	—	—	浩養幼稚園舎
富里南小学校第一校舎	S47.3	2	2,259	旧	済	済	0.74	補強・学童クラブ舎
富里南小学校第二校舎	S62.3	3	3,253	新	無	—	—	
富里小学校第一校舎	S48.3	3	2,984	旧	済	済	0.70	補強
富里小学校第二校舎	S53.3	3	2,095	旧	済	済	0.78	補強
富里第一小学校校舎	S57.3	3	3,540	新	無	—	—	学童クラブ舎
日吉台小学校第一校舎西棟	S53.3	4	2,189	旧	済	—	0.73	※診断結果のI s 値
日吉台小学校第一校舎東棟	S57.3	4	2,257	新	無	—	—	
日吉台小学校第二校舎	H3.5	3	2,772	新	無	—	—	学童クラブ舎
根木名小学校校舎	S59.3	3	3,623	新	無	—	—	
七栄小学校校舎	H4.12	3	3,723	新	無	—	—	
富里中学校校舎西棟	S49.6	3	3,657	旧	済	済	0.75	補強
富里中学校校舎東棟	S57.3	3	2,375	新	無	—	—	
富里北中学校第一校舎	S58.4	4	3,708	新	無	—	—	
富里北中学校第二校舎	H5.8	4	2,843	新	無	—	—	
富里南中学校校舎	S61.3	4	5,628	新	無	—	—	
富里中央公民館	S58.9	4	4,576	新	無	—	—	
富里幼稚園園舎	S63.3	2	1,276	新	無	—	—	
消防本部消防署庁舎棟	S60.3	3	1,638	新	無	—	—	
富里市役所本庁舎	S50.4	3	4,216	旧	済	済	0.79	補強
すこやかセンター	H27.12	3	4,440	新	無	—	—	
富里社会体育館	S58.8	3	4,354	新	無	—	—	
浩養小学校体育館	S54.10	2	714	旧	済	済	1.13	補強
旧洗心小学校体育館	S57.3	2	676	新	済	済	0.80	補強
富里南小学校体育館	S53.3	2	1,101	旧	済	済	0.80	補強
富里小学校体育館	S51.4	2	1,062	旧	済	済	0.77	補強
富里第一小学校体育館	S57.3	2	1,130	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
日吉台小学校体育館	S57.3	2	1,156	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
根木名小学校体育館	S59.3	2	972	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
七栄小学校体育館	H4.12	2	921	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
富里中学校体育館	H7.10	3	4,253	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
富里北中学校体育館	S60.3	2	2,410	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
富里南中学校体育館	S61.3	2	2,202	新	無	—	—	非構造部材安全対策済
北部コミュニティセンター	H4.7	2	1,502	新	無	—	—	
中部ふれあいセンター	H7.11	2	528	新	無	—	—	
富里市福祉センター	S62.3	2	2,556	新	無	—	—	
富里市立図書館	H14.10	2	3,787	新	無	—	—	

I s 値：0.6以上が地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。(国交省告示より)